

## 地域医療連携推進法人の代表理事の選定の認可について（諮問）

### I 審議案件

次の地域医療連携推進法人の代表理事を選定することについて諮問（神奈川県知事）

法人名称	地域医療連携推進法人さがみメディカルパートナーズ (平成 31 年 4 月 1 日認定)
代表理事の氏名	服部 智任 (再任)
主たる事務所の所在地	神奈川県海老名市河原口 1519
医療連携推進業務の内容	(1) 医療・介護従事者の共同研修および相互交流 (2) 医療事故や感染症発生、災害発生等の緊急時における 情報共有および相互支援 (3) 医療の質の向上に資する事業 (4) 検査機器、情報機器の共同利用 (5) 医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整 (6) 患者、利用者の送迎一元化 (7) 給食サービスの共同利用 (8) 診療機能の分担と強化 (9) その他関連する事業
医療連携推進方針	別紙のとおり

### II 制度の概要

#### 1 趣旨

平成 27 年 9 月の医療法改正により地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資するための一つの選択肢として地域医療連携推進法人制度が創設された。  
(平成 29 年 4 月 2 日施行)

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、質の高い医療を効率的に提供するとともに、介護との連携も図りながら、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築することを目的としている。

#### 2 地域医療連携推進法人制度の仕組み

- 病院等に係る業務の連携を推進するための「医療連携推進方針」を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人を、当該連携を推進する「医療連携推進区域」の属する都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する。
- 次に掲げる参加法人が社員となる。
  - ・ 病院等を開設する法人
  - ・ 介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人
  - ・ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者

### 3 当法人の主な医療連携推進業務

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
  - ・ 医薬品、医療機器等の供給
  - ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け
  - ・ 医療機関の開設（医療機関相互間の連携の推進に資するものに限る。）
  - ・ 医師、看護師等の人事交流
- \* 病床過剰地域においても参加法人同士又は同一参加法人内で病床融通可能。
- \* 参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、一定要件下で、資金の貸付け、債務の保証及び基金引受者の募集が可能。

### 4 代表理事の選定について

地域医療連携推進法人の代表理事の選定は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じない。

なお、本代表理事の任期は令和2年3月31日で満了しており、本来であれば、令和2年度第2回医療審議会（令和2年3月24日開催）で審議いただくべきであったが、県及び法人の双方に必要な手続きの認識誤りがあり、審議されていないため、今回審議いただくもの。

\* 認定に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

## III 結論（案）

「地域医療連携推進法人 さがみメディカルパートナーズ」の代表理事として、服部智任を選定することについて承認する。

## 医療連携推進方針

### 1. 医療連携推進区域

神奈川県厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村

### 1. 参加法人

- (1) 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（海老名総合病院、座間総合病院、海老名メディカルプラザ、JMA 海老名訪問看護ステーション、ケアネット海老名、ケアネット座間、介護老人保健施設アゼリア）
- (2) 医療法人社団神愛会（オアシス湘南病院、ほほえみケアネット）
- (3) 医療法人社団静岡メディカルアライアンス（今里クリニック）
- (4) 医療法人博清会（海老名田島クリニック、海老名西口糖尿病クリニック、綾瀬消化器内科クリニック）
- (5) 社会福祉法人ケアネット（特別養護老人ホームシェ・モア、特別養護老人ホーム陽だまり、特別養護老人ホームさつき、特別養護老人ホーム和心）
- (6) 医療法人社団哺育会（桜ヶ丘中央病院）

### 2. 理念・運営方針

- (1) 理念  
「持続可能かつ地域完結型の医療・介護サービス体制の充実により地域の皆様に貢献する」
- (2) 運営方針
  - ① 「脳卒中」「急性心筋梗塞」「外傷」等の救急医療の強化とともに、病院間連携によるがん診療の医療圏内における診療体制の充実をはかり、地域住民に安心、安全且つ質の高い医療サービスを提供する。
  - ② 参加病院、施設間の連携を超えた一体化を推進し、特に患者・利用者の受入体制の一元化を実現させることにより、シームレスな地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
  - ③ 限りあるリソースの有効活用をはかるため、参加法人間で連携し二次医療圏の医療を支える人材の育成に注力し、質の均質化と継続的向上、永続的に安定した医療・介護サービスの提供を目指す。

### 3. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ① 医療、介護従事者の共同研修および相互交流

医療安全や感染対策等についての共同研修の実施や、医療・介護従事者の相互交流により、様々な医療・介護現場を経験することで、職員の能力研鑽と組織の活性化、県央医療圏の医療・介護水準の向上に貢献する。

② 医療事故や感染症発生、災害発生等の緊急時における情報共有および相互支援

医療事故や感染症発生、災害発生等に備えて緊急連絡体制を整備し、緊急時には各参加病院等の医師、看護師、薬剤師が情報提供などを行うことで迅速かつ適切な対応を支援する。また、参加病院間で医療事故や感染症発生に関する過去の事例や対応経験の情報を共有し、これらの取り組みにより安心、安全な医療を地域住民に提供する。

③ 医療の質の向上に資する事業

参加病院等における設備等のリソースを有効活用することで、検査や診療の質を高めるための取り組みについて検討を進め、地域住民が受けることができる医療サービス品質の向上をはかる。

④ 検査機器、情報機器の共同利用

参加病院等における検査機器、情報機器の保有状況を調査し、これらの機器の共同利用の可否を協議し、設備投資の抑制による経営の効率化を進める。

⑤ 医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整

参加病院等における医薬品、医療材料、医療機器の使用情報の共有を進める。さらに、医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整や一括価格交渉の実施について検討する。

⑥ 患者、利用者の送迎一元化

参加病院、施設等における各々の患者、利用者向け送迎バス等の運営について一元化の検討を進め、経営の効率化とともに地域住民の利便性向上に貢献する。

⑦ 給食サービスの共同利用

参加病院、施設等に対する給食サービスの一元的な運用について検討を進め、委託業者との調整や価格交渉を担うことで、参加施設における給食サービス水準の平準化と、人員不足による給食運営の困難といったリスクへの対応を行う。

⑧ 診療機能の分担と強化

参加病院等の強みや特色を活かし診療体制を強化する。具体的には、参加病院等の病床利用状況の分析、スムーズな転院体制の整備等を通じて、超急性期から回復期および慢性期、さらには在宅医療に至るシームレスな診療体制の構築を推進する。さらに、県央医療圏の医療需要に応じた診療機能の分担や病床配分についての研究を進める。

⑨ その他関連する事業

参加病院、施設以外の医療機関や介護施設等とも情報交換をはかり、県央医療圏における医療機関や介護施設等の協調を進める足掛かりとする。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援する。具体的には、医療のみならず在宅ニーズへ対応できる薬局や生活関連サービスとの連携等、他業種との連携強化をはかりながら暮らしを支える仕組みの充実を推進する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。